

機能と役割があるのかについての疑問は、身体的介護を中心とした知識と経験だけでは図れないものがある。精神障害者の障害特性とも絡んだ専門性と、ケアの連続性の中に位置づけられる重要性が認識され、かつ、そこには生活を支えるという視点でインフォーマルな社会資源との協同が不可欠であることの確認がなされていなければならない。このような事由から例示による中核型ショートステイでは、ショートステイ利用者を地域の広範な社会資源から受け入れることで、ソーシャルエマージェンシにおける処遇の考え方を深め、あわせて地域ケアの全体的質の向上によってソーシャルサポートネットワークが強化されるとの考え方でショートステイの役割・機能を実体化させようとしている。

すなわちショートステイの利用目的にかなう利用者の利用に具するというだけでは、ニーズが分断化され、提供するサービスも分断化されたニーズに適合する単一メニューを提供するというブローキング機能にすぎなくなることを念頭に置いて、利用者の生活全体を見据えたケアマネジメントが実践され、地域ケアの全体的質が全体的に向上することで、ノーマライゼーション理念に近づく努力を惜しまないことが肝要である。こうした実践の中核的役割を担うと目される生活支援センターとショートステイ施設の連携は、市町村が居宅生活支援事業を委託した生活支援センターであるかないかにかかわらず重要である。

ショートステイは生活の中で生じる短期の支援であるが、それは同時にごく普通の生活の流れを継続させることであり、長い人生にかかわる支援でもある。この意味において生活拠点である市町村の役割と、利用者にとって身近な生活支援センターはショートステイ施設が地域ケアシステムの中心的一翼を担う上で欠かせない機関といえる。また、市町村や生活支援センターにとって不可欠な施設としてショートステイの活用が図られなければ、生活上ないし生活の場で生じるさまざまな一時的困難の回避先がなく、生活を崩壊させかねないともいえる。自由記載の中で、あるいは治療型ショートステイの例示の中で、ショートステイの活用によって入院を予防できたという事例報告は、きわめて顕著にこのことを裏付けている。

また、利用の目的は都市型ショートステイの利用目的に見られるように、サラ金督促からの回避や、大家さんからの立ち退きを迫られての住居問題といったように、地域生活の密着する問題は限りがない。それぞれの生活を分断して生活を定義できるほど生活とは固定的なものではないことから、その利用目的と生活の全体を切り離さないようにすることと同時に、居宅生活支援事業や生活支援センターにおけるケアの連続の中の一環としてショートステイを位置づける必要性を繰り返し強調しておきたい。

#### 4) グループホーム等でのショートステイ施設利用の可能性

T連絡会の人たちからの聞き取り調査による利用目的に応えるための条件は先に示したとおりである。基本的には多様な利用のされ方が保障され、利用選択権がニーズに基づいて可能なことが条件となる。それは施設にはそれぞれの立場による役割と機能があることを、サービスの提供者も利用者も共に認識することの必要性を示している。すなわちサービス情報の開示がなされ、その情報によって利用者は自らのニーズにかなう施設を選択して利用契約が成立するという基本的事柄を確立することの重要性を指摘しているといえよう。

このことによって、多様な機関や施設がショートステイ事業に参画できる

可能性が生まれる。したがって上述の要件を具備すれば、ショートステイ施設が現行の生活訓練施設だけではなく、他の社会復帰施設はもちろんのこと、ショートステイスペースさえあれば、精神保健福祉関連領域の諸社会資源がショートステイ事業を営める可能性を提示しているといつてよい。

#### 5) 障害特性による受け入れ態勢について

面識のない対象者の利用は、病状によって受け入れがたいものがある。ことにショートステイのための宿直用員などが配置されないと、予算をつけるからやってほしいと言われても難しいといった意見があった。利用者の情報をどのように得るのかは医療上の問題と利用希望者の人権の問題が絡むといった提言と受け止められる。

精神障害者居宅生活支援事業が動き出すまでにこのことに対するマニュアルの整備が必要なことを示唆している。また、危機介入や精神障害を持つ思春期児童の一時的避難の場としてショートステイを活用するなら、このことの整理は欠かせないものとなるであろう。

併せて利用料金の設定についてであるが、補助制度案では利用者に応じた額と示されているところの、応じたの分類を介護保険にならって介護度で示すのか、その場合に生活を全体的にとらえ、介入からアフターケアの必要性にまで立ち入って検討するのか、あるいは単一メニュー方式で示すのかといった議論も、早急に行わなければならない課題である。

### 8、ショートステイ施設の展望（提言にかえて）

#### 1) ショートステイの役割

ショートステイは在宅福祉サービスにとって欠かせないものである。そのケアは本報告で示したように、地域ケアの連続性の中で担われるものでなければならない。

したがって市町村や生活支援センターとの連携を基軸に、他の地域諸社会資源との協同によって実践されなければならない。

また、ショートステイにおけるケアは生活全体の流れの中で、その営みが安寧なものとなるための支援がなされることで、精神障害者の生活を維持し守るために不可欠な事業である。

#### 2) ショートステイ施設整備目標と居宅生活支援事業者の責務

ショートステイの役割からして精神障害者居宅生活支援事業の制度化は当然のことといえる。この制度による事業は法の下での平等を掲げる憲法理念からして、すべての地域で等しく保障されなければならない。

したがって全国の地方自治体がショートステイ施設を活用できるにたる施設の整備は不可欠である。とはいえ現況からすればすべての市町村がその目標をかかげることに困難がある。このようなことから、当面二次医療権に2～4ヶ所の施設整備を進捗させるための数値目標を設定することが望ましい。

より具体的には、精神障害者地域生活支援センターの配置を人口30万人に2ヶ所程度としていることから、その数値目標が達成され、並行して市町村が居宅生活支援にかかわる事業を当該施設に委託したり、連携を図るなどの方策がとられると予測されることから、各々の施設（居宅生活支援事業者等）がショートステイ施設の斡旋ができ、かつ調整が可能であることを念頭におけば、生活支援センター整備目標ヶ所数一箇所につき少なくとも2つの

ショートステイが必要となる。したがってショートステイは人口30万人に対して最低4ベットとなる。

これらのショートステイ施設は、居宅生活支援事業実施に不可欠な社会資源であることから、ショートステイ施設の確保は、居宅生活支援事業実施主体である市町村がその責務を負うものとする。具体的には人口15万人規模の市町村ないし広域事務組合などが、ショートステイ施設の利用買い上げなど行うなどの方策を講じることが望ましい。

### 3) ショートステイ施設への諸資源の参入要件

現在無認可のグループホーム等において、利用者ニーズに基づきショートステイを実施している実態がある。本報告によるT連絡会の聞き取り調査結果に見られるように、利用契約が利用者保護を前提に担われるなら、さまざまな精神保健関連機関や関係施設等でのショートステイ活用が可能なが示された。

したがって多くの精神保健関連機関や施設、具体的には福祉ホーム、グループホーム、入所授産施設、あるいはジョブコーチが配属されている職親等といったように、一定の条件を満たす精神保健福祉関連機関や施設等において、ショートステイ事業が可能になるよう善処されたい。

ことに援護寮の現行利用率などからすれば、当該施設によって空きベッドの活用を図れる度合いは、およそ20～50%と予測される。これらのベッドを2)で示したように、居宅生活支援事業の実施主体である市町村とショートステイ活用に関わる利用契約を結び、当該市町村からのショートステイ利用の優先権を与えるなどの方策をとることも考えられる。また福祉ホームは現行制度で世話人一人という職員配置基準であるため、福祉ホームのショートステイ活用にあたっては、ケア要員の配置が欠かせない。さらにグループホームなど、より生活に身近な社会資源の活用にあたっては、グループホームを運営する主体、言い換えるとグループホームにかかわるバックアップ機関の支援が必要であろう。こうした支援体制を明らかにすることで、ショートステイ利用者のニーズを充足し、安心して利用できる環境条件を整えることができよう。したがって、施設の情報開示や選択権の保障を担保する事が基本的条件となる。このことをふまえ、ショートステイ施設の生活環境及び食・住、あるいはケアの体制と支援の実際などについて、情報を開示していくことが求められる。

### 4) ショートステイ機能の類型化と利用条件

本報告に示したように、高度なケアサービスを提供するショートステイ、地域中核型ショートステイ、目的外利用型ショートステイなどといった類型化が考えられるが、当面は利用料の設定時に、介護度に応じた類型化を図るなどの検討を実施されたい。

あわせて利用目的の多様化は利用者ニーズによるものであり、このことを認められるようにし、市町村長が認める利用目的に類型を多岐にわたって示されるような方策をとっていただきたい。

このことと関連するものとして、利用資格対象者の認定がある。すなわち利用は原則として障害者手帳の所持者となるのだろうが、精神障害者手帳制度の制度化時点で当事者から出された問題提起などをふまえると、当面の間は障害者手帳の所持にかかわらず、ショートステイの利用を認められたい。そのためにも利用目的が多岐に渡って類型化されていないと、誰がどのような基準によって利用を判断するのが難しくなる。あるいはショートステイ

などの居宅生活支援を利用するにあたって、なんらかの申請書類を用意することは、初発（初病したばかりなど）で医療機関にかかったことのない方々などに対する救済方策としても検討の余地があるといえる。

#### 5) 利用率の向上について

利用率はシートステイ施設開設から年次を経る毎に利用率が高まっている。このことはショートステイの利用効果等についての周知度と並行すると考えられる。したがって居宅生活支援事業が市町村によって担われることによって、その周知が促進されると期待されるが、このことについては市町村の特段の配慮を願いたい。

#### 6) マンパワーの配置について

ショートステイは地域生活を安寧に継続するために重要な環境とケアを提供するものでなければならない。ことに危機介入を伴うショートステイの活用などについては専門的知識を有するマンパワーの配置が不可欠である。

#### 7) 市町村の調整・斡旋とケアマネジメントについて

市町村における精神障害者居宅生活支援事業は、精神障害者の生活に深くかかわるものであり、そのニーズはこれまで述べてきたように単一のサービスを提供して事が済むものではない。したがって利用対象者の生活全体を視野に入れ、生活者としての視点でケアマネジメント手法を取り入れ、利用者が当該市町村の一員であることを大切に生活権の保障を前提に実施することが求められる。

したがって市町村においては必要なマンパワーを必要数配置すると共に、研修制度の確立や関係機関との連携を積極的に進めるよう期待したい。ことに生活支援センターの活用は居宅生活支援事業の委託の有無にかかわらず密接な関係を構築することが望ましい。

#### 8) 利用期間について

利用期間は現行どおり原則7日以内とする。利用延長期間も7日間を限度とするが、延長利用の判断は原則的に医師の要請によるものとする。

ただし、手続き的には主治医との連携が図られていることを前提としていることから、電話による依頼なども利用延長手続きに含まれるものとする。

## 平成12年度厚生科学研究費助成金（厚生科学特別研究事業）

## —精神障害者の短期入所施設のあり方に関する研究—

平成11年の精神保健福祉法改正で、精神障害者居宅支援事業として位置付けられた短期入所事業の拡大を図ることを目的し、ショートステイ施設の実態について調査いたしたく、ご協力お願いいたします。大変申し訳ありませんが、1月24日（水）までに、ご返事ください。

## 調査票

記入日 平成13年 月 日

1. 施設名をおたずねします。  
施設名：
2. 回答者名及び職種について教えてください。  
回答者名：  
職種：
3. ショートステイ開始年月日はいつですか  
平成 年 月 日
4. ショートステイ専用部屋数は何室ですか  
( ) 室
5. ショートステイ利用者が専用部屋数を  
超えたとき、他の施設居室を利用させますか  
はい いいえ
6. 平成12年の1月から12月までの一年間にショ  
ートステイの実利用人数は、何名ですか  
( ) 名
7. 平成12年の1月から12月までの一年間に  
ショートステイのべ利用人数(日数)は、  
何名ですか ( ) 名
8. 平成12年の1月から12月までの一年間の同一  
利用者の利用回数(年間)についておたず  
ねします  
1回 ( ) 名 4回 ( ) 名  
2回 ( ) 名 隔月1回位 ( ) 名  
3回 ( ) 名 毎月1回位 ( ) 名
9. 平成12年の1月から12月までの一年間に  
ショートステイを利用された方の最長利用  
日数は、何日ですか。またその理由を教えて  
下さい  
( ) 日 理由：
10. ショートステイを利用した理由についておたずねします(該当する番号を○でお囲みください)
  1. 家族等の社会的、私的理由  
(冠婚葬祭、疾病…)
  2. 市町村長が、一時的に入所させる  
必要があると判断
  3. 生活リズム作りの一環
  4. 仲間作り
  5. 家庭内葛藤の回避
  6. 不安の解消
  7. その他  
(具体的に： )
11. ショートステイの必要性について、どう思われますか
12. 利用状況等から、生活訓練施設にショートステイ専用の部屋数は、いくつ位あれば良いと思いま  
すか

— ご協力ありがとうございました —

## 精神障害者短期入所生活介護等(ショートステイ)施設一覧

都道府県	施設名	設置主体	
北海道	緑ヶ丘寮	(福)道北センター福祉会	
	せせらぎ寮	(福)塩谷福祉会	
	グリーンビレッジ	(医)千寿会	
	トータスホーム	(福)函館恭北会	
	遊友荘	(医)こぶし	
1	青森県	ラ・プリマベラ	(医)清泉会
3	岩手県	ニコニコハウス	(福)ハッピーライト
		銀杏荘	(医)祐和会
		援護寮みやこ	(福)若竹会
5	秋田県	のぞみ	(医)興生会
		すずらん	(医)久盛会
		友生	(医)和成会
		和	(医)荘和会
		松風	(医)仁恵会
1	福島県	ペンギンハウス朝日が丘	(福)郡山コスモス会
3	茨城県	くりの実寮	(医)有朋会
		下館メンタルサポートセンター	(医)平仁会
		つくばライフサポートセンター	(社)創志会
7	栃木県	両崖ホーム	(医)恵愛会
		みなみ	(医)報徳会
		かえで荘	(医)生々堂厚生会
		那須愛恵苑	(福)愛と光の会
		援護寮宇都宮	(医)宇都宮
		おりひめホーム	(医)恵愛会
		ピアハウス小山	(医)朝日会
3	群馬県	あかまつ	(医)赤城会
		あけぼの	(財)大利根会
		くわのみハウス	(医)群馬会
3	埼玉県	夢の実ハウス	(福)済生会支部埼玉県済生会
		向陽寮	(財)熊谷脳病院
		里仁	(医)秀峰会
3	千葉県	ノバハイツ白里	(福)ワーナーホーム
		ゆりの木荘	(医)静和会
		ばんぶーはうす	(医)博道会

	都道府県	施設名	設置主体
7	東京都	東京都立中部総合精神保健福祉センター	東京都
		東京都立多摩総合精神保健福祉センター	東京都
		荒川愛恵苑	東京都
		たまこヒルズ	(福)愛と光の会
		ほたるの里	(医)円祐会
		ねくすと	(医)幸悠会
		粹交舎	(医)厚生協会
2	新潟県	サンスマイル	(福)新樹会
		ぐみの郷	(福)新潟慈生会
2	富山県	ゆりの木の里	(福)富山県精神保健福祉協会
		あゆみはうす	(医)信和会
1	山梨県	すみよし寮	(財)住吉病院
6	長野県	城西病院メンタルドミトリー	(医)城西医療財団
		虹の家	(福)有倫会
		ピアちくま	(医)友愛会
		豊科病院アルプスドミトリー	(医)城西医療財団
		メゾン・ド・エスポワール	(福)長野南福祉会
		ライフサポートりんどう	(福)長野りんどう会
1	岐阜県	はばたき	(社)岐阜病院
3	静岡県	サンライズ・あかつき	(福)山寿会
		だんだん	(医)至空会
		やまいも倶楽部	(福)飛翔の会
4	愛知県	さくら	(医)共生会
		アークヒルズ	(医)桜桂会
		愛恵ショートステイ	(福)愛恵協会
		柏葉	(医)和合会
1	三重県	朝海ハイム	(福)夢の郷
1	京都府	援護寮アスロード	(財)長岡記念財団
4	大阪府	ネヤハイム	(医)長尾会
		わかくさ	(医)豊済会
		パザパ	(医)西浦会
		むつみ荘	(医)豊済会
5	兵庫県	さくら荘	(医)内海慈仁会
		けいふう	(医)恵風会
		春日	(医)内海慈仁会
		こもれび	(医)樹光会

	都道府県	施設名	設置主体
		涼風荘	(医)千水会
2	奈良県	二上寮	(医)向聖台会
		ハイツ・リベルテ	(医)平和会
1	和歌山県	ゆうあいホーム	(福)やおき福祉会
2	鳥取県	あずさ	(医)仁厚会
		翼	(医)養和会
3	島根県	ゆう	(福)桑友
		コミュニティケアハウス あさひ	(医)昌林会
		松の実	(医)成光会
1	岡山県	たいようの丘	(医)梁風会
3	広島県	清明荘	(医)仁康会
		あいあい寮	(医)大慈会
		瑠璃寮	(福)尾道のぞみ会
2	山口県	ひまわり荘	(福)博愛会
		リフレの家	(医)青山会
3	徳島県	すくも寮	(医)藍里病院
		清風	(医)養生園
		ウイスパー	(医)睦み会
5	香川県	オリーブ寮	(福)明和会
		花園荘	(医)三愛会
		牟原寮	(医)光風会
		援護寮五色台	(医)五色会
		白鷺荘	(医)清和会
2	高知県	てく・とこ・せと	(医)精華園
		まち	(医)近森会
1	大分県	さくら苑	(社)清流会
2	宮崎県	コスモス	(医)芳明会
		鳴子川荘	(医)浩洋会
1	鹿児島県	ピア・アクティブ	(医)蒼風会
1	仙台市	ウインディ広瀬川	仙台市
1	横浜市	横浜市総合保健医療センター	横浜市
2	名古屋市	つくし寮	(医)生生会
		守牧	(医)八誠会
103		合計 103 施設	



## 平成 12 年度厚生科学研究費助成金（厚生科学特別研究事業）

－精神障害者の短期入所施設のあり方に関する研究－

## 集計結果

ショートステイ施設数・・・103（平成 12 年 4 月 1 日現在）

依頼施設数・・・92

回答施設数・・・81（平成 13 年 2 月 2 日現在）

回答率（回答施設数／ショートステイ施設数）＝78.6%（平成 13 年 2 月 2 日現在）

## 専用部屋数

専用部屋数	1	2	4	5	6
施設数	46	29	1	2	1
施設数／回答施設数 (%)	56.8	35.8	1.23	2.47	1.23
施設数／ ショートステイ施設数 (%)	44.7	28.2	0.971	1.94	0.971

## 他施設設備の利用

利用の有無	有	無	無回答	その他
施設数	39	38	3	1
施設数／回答施設数 (%)	48.1	46.9	3.70	1.23
施設数／ ショートステイ施設数 (%)	37.9	36.9	2.91	0.970

## ショートステイの利用理由（複数回答有）

- |                                     |             |
|-------------------------------------|-------------|
| 4. 家族等の社会的、私的<br>理由<br>(冠婚葬祭、疾病・・・) | 4. 仲間作り     |
| 5. 市町村長が、一時的に<br>入所させる<br>必要があると判断  | 5. 家庭内葛藤の回避 |
| 6. 生活リズム作りの一環                       | 6. 不安の解消    |
|                                     | 7. その他      |

7.その他に関しては、別紙資料 5 参照

理由	1	2	3	4	5	6	7
施設数	64	4	51	20	56	63	46
施設数／回答施設数 (%)	79.0	4.94	63.0	27.7	69.1	77.8	56.8
施設数／ ショートステイ施設数 (%)	62.1	3.88	49.5	19.4	54.4	61.2	44.7

## 実利用人数（平成 12 年 1 月～平成 12 年 12 月）

実利用人数	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80-89	90-99	100-
施設数	26	23	13	5	4	4	1	0	1	0	4
施設数／回答 施設数 (%)	32.1	28.4	16.0	6.17	4.94	4.94	1.23	0	1.23	0	4.94
施設数／ ショートステ イ施設数 (%)	25.2	22.3	12.6	4.85	3.88	3.88	0.971	0	0.971	0	3.88

1 施設当たりののべ利用日数（のべ利用日数の和／回答施設数）＝169.7 日

【利用率（のべ利用日数の和／回答施設数／365 日）＝46.5%】

のべ利用日数の最大値＝1095 日

のべ利用日数の最小値＝ 0 日

1 人あたりの平均利用日数（のべ利用日数／実利用人数）＝7.60 日

1 人あたりの最大利用日数（“のべ利用日数／実利用人数”の最大値）＝ 55 日

1 人あたりの最小利用日数（“のべ利用日数／実利用人数”の最小値）＝ 0 日

## ショートステイ利用開始からの期間と利用率との関係 別紙資料 6 参照

利用開始からの期間	半年未満	半年・1 年	1 年 - 2 年	2 年以上
実利用人数	3	19.3	28.7	26.4
のべ利用日数	18	124	123.4	184.5
利用率（のべ利用日数／365）	4.93	34.0	33.8	50.5
1 人あたり利用日数	6	6.44	4.29	6.99

## 同一利用者の利用回数（平成 12 年 1 月～平成 12 年 12 月） 別紙資料 1 参照

利用回数（回）	1	2	3	4	隔月 1 回位	毎月 1 回位
平均人数（名）	8.85	2.67	1.52	0.840	0.790	0.444

ショートステイの最長利用日数の平均日数＝16.2 日

ショートステイの最長利用日数の最小日数＝ 0 日

ショートステイの最長利用日数の最大日数＝ 74 日

添付資料

資料 1 - 1 : 「9. ショートステイ利用された方の最長利用日数の理由」

資料 1 - 2 : 「10. ショートステイを利用した理由のうち「7. その他」の具体的理由

資料 1 - 3 : 「11. ショートステイの必要性についてどう思われますか」

資料 1 - 4 : 「12. ショートステイ専用の部屋数はいくつ位あれば良いか」

## 9. ショートステイ利用された方の最長利用日数の理由

両親の旅行のため

家族の理由（出産）と本人病状（不安定だった）

家族調整のため

地域で生活をされていましたが、生活のリズムの立て直しの為に、複数日利用されました。

不安解消に時間を必要としたため

受入家族の都合により。

1週間単位での生活リズム作りのため

主婦として家庭復帰したが、やらなければという思いが、過重な負担となり家族関係がうまくいかなくなり、休養が必要となったため。

入院回避、本人の休息等

援護寮、又はグループホーム利用に向けての見極め

共同住居内における対人関係の摩擦からの利用

身体的な事情による

次に入るはずのアパートが手続きの遅れで、空くのが少し遅れたため

両親の旅行

施設の諸規則として最長6泊7日の為

入寮待機の為

同居家族が親戚の葬式で家を留守にしたため

説明後、それにのっとて。施設としては事情により、延長するつもり。

父親の入院による

火災により家屋が焼失したため

運営基準による

家族の希望で利用

家庭内でのトラブル

生活リズムの改善、家庭内葛藤の回避、気分転換

生活訓練施設退所後の日常生活の不安解消のため

不安

母親入院のため

離婚した夫と息子夫婦が同居しているため引き取れない

法規上

本人の希望にもよるが、家庭での処遇が難しかったため

家庭に居住したが、不安が強く、家族のみの対応が困難なため

母親と2人暮らしで、母親が入院となった。入院するほどでないが1人暮らしが元来から

不安である。(実際、煙草からの火災の可能性もあったり、洗濯が出来ない、金銭感覚が低い等ある。) 援護寮入寮は、定員いっぱいであり、兄弟より居住地近くの施設が良いとの希望のため施設が空くまでの間

転居 2 名、静養 1 名

7 日以上の方は、7 日の時点で再申請していただくから。

自宅が遠方（他見）の為

グループホーム入居者で、白内障手術後の療養のため

要入院状態の病状であったが、当事者が専業主婦であり、立場上、入院を拒否した為、医師との相談の上、SS にて様子をみたため

単身生活でパート就労（フルタイム）され、身体疲労（体重減）からの回復を計るため

家族の事情

正式入所前として利用、書類が整う迄特に要した

施設入所のための体験入所

家族等の社会的理由

利用者の希望により実施

実母入院のため

同居の母親が手術のために入院の間

家庭内葛藤の回避

家族の入院の為

国の「運営要綱」で「7 日以内」とされているため

家庭内葛藤の回避、病状の安定

火事でアパートを焼きだされてしまい、次のアパートが見つかるまで

体調不調

援護寮入所が適当か否かの判断をするため

仕事や家庭内の事で精神的不安定になっていたため、安定するまで利用していただいたところ最長利用となりました

援護寮の体験利用として

転居探しをするとともに、単身生活の調整のため

服薬の自己管理が出来ず、施設で定着を試みた為

他施設への入所の予定であったが、受入体制が整わず期間が延びた

家族の受入が困難であった

GH 入居者が症状悪化のため、主治医診察日まで利用したもの

引越し

決まり

同居している父親の入院のため

---

家族が入院している間、自立への力をつけるため

## 10. ショートステイを利用した理由のうちの「7. その他」の具体的理由

---

危機的病状の回避など

---

本入所前の体験入所として

---

援護寮正式利用に向けての準備

---

共同住居入居への見極め

---

適応性の評価、行事参加、体調不良

---

隣接病院や施設行事への参加のために前後泊で利用

---

病状不安定時の一時保護

---

単身生活の準備、休養

---

入院者の外泊先

---

シェルターとして

---

援護寮入寮の為のお試しと卒寮後の受け皿

---

静養の為

---

団体又は施設での生活を体験する為

---

風邪で熱、食欲不振等

---

外来受診の中継地として

---

援護寮入所の動機付け、援護寮入所の適否の判断のため

---

虐待からの避難、休養及び病状の改善、他機関が休所中のフォロー

---

年末・年始中、他施設を利用出来ない為、その代替として

---

引越しの為

---

料理を覚える為、併設施設（授産・工場）を体験する為

---

症状悪化時の入院回避策として、試験入所

## 11. ショートステイの必要性について、どう思われますか

必要性を感じるが、受け入れ側として情報が少ない為、適当であるか確認して利用となると不安がある。家族の支援として必要と思っている。

必要性は非常に高いと思います。必要であると思うし、有効であると思う。

時に、必要なこと（家族の疾病）があり、やはり合った方が良くと思う

必要だと思います。又、病院からいきなり本入所するには、施設もご本人も不安がありますので、お互いを知るのにも有効です。

全く新規利用は、受入まで時間を要する。突然の理由は不可能。国が地域生活支援センターを制度化した時の指針通り、生活訓練施設へのセンター必置を厳守し、センター利用登録者をショートステイ利用対象者とすることが必要と考える。（勿論、未登録者の利用を妨げるものではない）

全く新規利用は、受入まで時間を要する。突然の理由は不可能。国が地域生活支援センターを制度化した時の指針通り、生活訓練施設へのセンター必置を厳守し、センター利用登録者をショートステイ利用対象者とすることが必要と考える。（勿論、未登録者の利用を妨げるものではない）

地域にて、1人暮らしをしている利用者の休息の場で、入寮予定の方の訓練の場として必要と思う。

SSができたことにより入院が回避できたケースや、様々な事由により入院しなくても済んだケースが多く見られ、実際に運営してみてその必要性を強く感じました。

本人の社会生活の拡大、家族の理由等、今後、ますます拡充する必要がある。

地域生活者にとっての緊急避難的な場所。入院からの回避。等の理由で今後その需要はましてくる事と考えます。事実当法人下では地域に共同住居を設け、その利用者のショートステイ利用率は高くなっています。

利用する方が多いので必要と思われます。又、本来の目的の他に体験入所的な目的も加えるべきだと思います。利用希望者に判断材料がないのは、おかしいと思います。

障害者には継続的同一生活が苦痛となることが多々あります。時に、3食昼寝付きでの、のんびり出来るショート利用が喜ばれています。（当方1泊2日で費用2,000円以下）

緊急時やメンバーの不安の解消の為にも必要と思われる

利用者の気分転換や自立促進、状態不安定な時に対応できる場として、必要性はかなり高い

家庭内葛藤の回避や緊急避難の場所としての必要性を強く感じる

本人側：自立へ向けて努力していこうという気持ちを受け入れられる；家族側：家族の都合（冠婚葬祭、入院）により、受入可能の場合は受け入れるべき；以上より、本人側、家族側、双方、更に単身生活者の不安が大きくなった場合、スタッフ側から勧める場合等、必要と考えられる。もう少し気楽な利用ができないものか考え中。



利用事由に係らず、精神障害者本人及び家族のニーズ充足のため、より多くのショートステイ施設があれば、と思う。

緊急時、気分転換が必要なとき、ショートステイは必要であると思う。

様々な利用方法があり、また、リフレッシュの場として活用されている点を考えても必要だと思う。今後も利用される方が、それぞれ必要に応じた利用方法で活用されることが望ましい

必要。設問 10 の理由および入所するにあたり、自分をテストする為

施設を利用するために、一時体験での利用

利用目的に係らず、安心して利用することができる場合は必要と考える。

入院生活者及び家族同居者が自立しようとする場合の単身生活基準のための体験的利用、また、生活訓練施設退所後における日常生活の安定的継続の為のフォローシステムとしてのショートステイがぜひとも必要である。

利用者の方たちは、不安状態で使用することが多く、使用しながら不安をやわらげ、入院することなく日常生活に戻れる為、かなり必要性があります

在宅精神障害者の利用施設として絶対に必要である。

自宅に1人で置いておけない、家族との関係で回避を要する場合に、是非必要

体験入所としての利用や「やわらかい危機介入」としても、入院は拒否しているが、ショートステイなら、の利用も多くなっている為、必要性は十分あると思う。

単身生活者の緊急時対応に必要

家族の社会的・私的理由や家庭内状況による利用は必要不可欠と思われる

当施設では、「限られた人の利用が多い」、「利用日数が比較的長い」等があり、当初考えた理由（私的、社会的）理由より、利用することによって、状況を改善しようとする者が多い為、利用のあり方について今後検討する必要性を感じている。

家庭生活が、一時的に困難となり、さりとて入院するのも、という場合の緊急避難的に利用するのは、有意義と考える。

必要だと思う。今後は、居室の提供だけではなく、地域での相談、コーディネートを含めた生活支援が求められると思う。そのために付属事業的な位置付けではなく、職員体制の拡充等を考える必要が在る。

援護寮入寮を希望している方にとっては、SSを利用することで寮の生活イメージがつくようですし、一時的に家庭を離れることによって、ご本人が落ち着かれるようです。

SSは在宅の方に対して十分機能している事業なので、今後も地域における生活支援の1つとして必要性を感じている

在宅で困ったり、不安に感じたときに利用しやすい；家族の方が安心して預けられる場所

短期間で入所者、家族等がリフレッシュ出来るようであれば良い

家族や利用者のサポートの1つとして考える。利用目的に出来るだけ配慮したいと思う。試験的生活は体系化されておらず、その目的で利用するものもいる。なるべく多くの利用希望者に対応すべきだと思う。

地域で暮らす者、家族のサポート機構の1つとして重要と考える。気楽に利用できる配慮をしたい。また、正式入所の為の試験的生活について、特に体系化されていないので、その目的で利用を希望する方も居る。なるべく多様な利用希望理由に対応すべき

精神障害者が地域で生活する際に、家族との不和や1人暮らしであるが故に起こる不安など、様々な危機がありますが、その危機に必要なに応じて介入していく時に、必要なサービスの1つであることを実感しています。

地域で暮らすメンバーにとっての一時「避難場所」として欠かすことが出来ない

急を要する利用等、手続きも簡単で利用者本人や家族にとって重宝していただいている  
当事者の利用資源の1つとして必要性あり

入院するほどでもない方々や家族とのストレス回避等に自由に利用していただくことにより、社会生活を維持していただく為、なくてはならないと思っております。

家族等の事由により、在宅の方にも利用していただくため；入居を決定する前に、どのような場所なのかを体験して知ってもらう事も必要

大変重要

家のトラブルが8割であった。とても大切なものと考えている。一時非難し家族と本人が距離をおく時間、症状が安定していく為

理由は様々であるが、家族の高齢化で入院されるケースが多く、また、これからも多くなることが予測され、その受け皿としても必要であると思います

SS中にスタッフが特別な関わりをする訳ではないのですが、1人暮らしの人にとっては誰か居る、という安心感があるようです。地域の人には必要なサービスだと思います。

避難、休養等にいつでも使える施設がいつでも空いていることは必要であると思う。ニーズも高いと思われる。

家族の社会的、私的理由及び本人の不安の解消の為にも必要であり、今後もこのような在宅者に対するサービスが増えていけば良いと思う

障害者の方が在宅生活を維持していく上で、有効な社会資源の1つと思います。

入寮前の体験入所は絶対必要です。SSの利用者は年々増える傾向にあり、援護寮の実績として是非そろえて欲しい

SS利用者は、様々な理由で利用するが、SSがあるために入院せずにいられた人が多い。また、入所前に体験的にSSを利用する事にも重点をおきたい

ほとんどが安らぎの場として利用されています。必要です。

今後益々高くなると思われる

家庭の方の息抜きのための利用や家庭内の問題で一時預かって様子を見た方が良い時の

利用など多くの活用法がある。また、正式入所前の体験入所という形での利用も出来る。  
そのため、SSの必要性を感じる

援護寮入寮の体験利用のみならず、上記の利用者状況から見ても、地域生活をうまく継続させていく為にも、SSの機能・役割は大きいと思う

地域生活を継続し、一時的に休養立て直しや検討するためには一層の充実が必要です。  
尚、前後の相談支援を深めていく為には、専用チーム体制が必要（附帯事業運営では限界があります）

必要な利用者の方がいるので、当援護寮では必要だと思います。今までは、入院となっていたことが、SSで解消されたりもしています。

家族構成変化に伴い、自分の居場所がなくなり、単身生活するにはちょっと心もとないし、さりとて、援護寮に入寮する程ではない人が気軽に利用できる場として、必要  
家庭内葛藤の回避という点において短期間、距離が置け、身を寄せられる場として、SSを利用される方が増加しつつある。必要性は高い

今後も地域で単身生活をする人は増えていくと思われるが、病状が悪化した場合でも、SSを利用しながら医療機関と連絡をとったりして立て直しをはかる

必要性はあると思うが、利用期間が1週間程度という期限で良いか疑問を感じている

家庭内葛藤の回避、不安解消等を計るためにも、是非とも必要

援護寮退所後、単身生活されている方の一時休養の目的や家族の休養のためにも、必要性を強く感じています。

毎月利用ニーズがあること。また、家族のレスパイトケアや利用者の体験の場、良い刺激を受けて変化していく利用者の姿を見ると必要性を強く感じる

在宅支援において、有効的かつ必要性の高い社会資源の1つであると認識している

## 12. ショートステイ専用の部屋数はいくつ位あれば良いか

## 1 部屋：

当施設は SS 利用率が低い希望入寮日が重なる場合もあるが、生活訓練施設が自炊の為

## 2 部屋：

SS は急にさせていただく事があるため、1 部屋だと利用できない場合が出て来るため、2 部屋あった方が良いのではないかと思う

当施設ではごくまれに 3 名の希望が重なってお断りしたこともありますが、ほぼ、2 部屋 (2 床) で支障はありませんでした。

現状で見れば 2 部屋位あれば良いと思います。

男性用 1 部屋、女性用 1 部屋

最低 2 室。これ以上になると、利用者へのケア十分行なえないことも考えられる。

2 部屋が妥当。異性の同時利用を考えると、風呂、トイレ等も独立したものが良いと思う。

入寮者がいることに、適度な対応が出来るのは、2 部屋が丁度良いと思います。

現在 1 つで問題ないが、地域に暮らす者が増えている事もあり、利用希望者は増えると思うので、2 つは必要になってくると思う

現在は 2 部屋だが、この数で十分だと思う

2 部屋位 (希望者が多い為)

この地域での現状から、当施設の 2 室で今は十分ですが、将来現入寮されている方との関係で、近くに専用棟もあって良いかと思っています。

## 3 部屋：

行き届いた援助を行なう為にも 3 部屋程が丁度だと思う。

個室 3 部屋

3 部屋程度。空いているときは、2 部屋空いてるが、1 部屋を若干長期 (2W~1M) 利用するようなケースがでると、2 部屋では不足するときもある。重なるときは利用が重なる。家庭から離れ、自立した生活を望んでいる方はいると思いますが、ちょっとしたお試しの機会があることで踏み出せる方も多いと思います。また寮を出た後、アパートでの 1 人暮らしにちょっと疲れた時に休養をとる意味でのショート利用もあっていいと考えています。3 部屋位あれば…

当施設の職員勤務の都合により、夜間対応が難しい状況である。現状で行なうには、今のままの部屋数で、夜間対応であれば、2-3 あると良いのではと思われる。